

特別支援学校教員免許と障害児教育教員養成カリキュラム

－特別支援学校1種免許状を中心として－

玉村公二彦・越野和之・郷間英世・岩坂英巳・田辺正友

(奈良教育大学教育実践開発講座)

徳屋直子

(奈良教育大学附属小学校)

堤由香里

(奈良教育大学附属中学校)

Teacher Education Curriculum for Certification Criteria for Special Support School

Kunihiko TAMAMURA, Kazuyuki KOSHINO, Hideyo GOMA, Hidemi IWASAKA, Masatomo TANABE

(Department of Educational Practice Development, Nara University of Education)

Naoko TOKUYA

(Elementary School attached to Nara University of Education)

Yukari TUSTUMI

(Junior High School attached to Nara University of Education)

要旨：2006年6月、「学校教育法等の一部改正」が行われた。その中心は、学校教育法と教育職員免許法の一部改正であり、「特別支援学校」とそれを担う「特別支援学校教員免許」を創設することとなった。本報告では、教育職員免許法とその施行規則に基づいて実施される「特別支援学校教員免許状」の内容を検討した。特に、その免許の考え方、科目と単位数、課程認定の基準などに即して、その問題点を検討しつつ、特別支援学校教員免許制度を前提とした教員養成カリキュラムを示し、その実施上の留意点を提起した。制約の大きい特別支援学校教員免許制度の問題点に留意しつつ、大学レベルでの自主的な検討と努力によって、2007年度本格的に実施される特別支援教育を担う障害児教育教員養成の実施が必要とされる。

キーワード：特別支援教育 special support education、特別支援学校教員免許状 teacher certification for special support school、障害児教育教員養成 teacher training for special needs education

はじめに

文部科学省は、2007年度より特別支援教育の全面実施を行うために、2006年4月から「LD等」についての指導への対応の一環として「通級による指導」の対象拡大・制度の弾力化を行うとともに、「学校教育法等の一部改正」（2006年6月可決・成立）を行った。この「学校教育法等の一部改正」は、「児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う」という趣旨のもと全体で52本の法律の一括改定となったものである。「学校教育法等の一部改正」は、法律中の「特殊教育」「盲・聾・養護学校」「特殊学級」の用語を、それぞれ「特

別支援教育」「特別支援学校」「特別支援学級」へと変更したものであるが、その中心は、学校教育法と教育職員免許法の改定であった¹⁾。

本報告では、教育職員免許法とその施行規則に基づいて実施される「特別支援学校教員免許状」の内容について、特に、その免許の考え方、科目と単位数、課程認定の基準などに即して、その問題点を検討し、特別支援学校教員免許制度を前提とした教員養成カリキュラムを示すとともに、その実施上の留意点を提起してみたい。

1. 教育職員免許法の改定と特別支援学校免許状の創設

1. 1. 教育職員免許法の改定と特別支援学校免許

教育職員免許法では、学校種別ごとに教員免許が規定されることから、盲・聾・養護学校が特別支援学校に統一されたことによって、従来、盲学校教員免許、聾学校教員免許、養護学校教員免許と分立されていたものを統合し、「特別支援学校教員免許」を創設した。「教育職員免許法の一部改正」では、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学における修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設けることがなされた。

教育職員免許法の改定では、第四条の二において、「特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする」とされた。この「特別支援教育領域」とは、「学校教育法第七一条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関するいずれかの教育の領域をいう」（第1章総則における「定義」の項）とされている。また、特別支援学校教諭の一種免許状でいえば、単位数は26単位と定められた（別表第1）。また、付則16の特別支援学校免許状の保有義務の免除規定はそのまま保持された（小学校、中学校等の免許状を有するのは、当分の間、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる）。

教員免許法の改定にともなって、具体的な単位の修得方法について教育職員免許法施行規則が改定され

た。これまでの欄の構成と単位数（第1欄：基礎理論4単位、第2欄：心理・生理・病理6単位、第3欄：教育課程と指導法6単位、第4欄：教育実習3単位）から大きく変更され、第1欄：特別支援教育の基礎理論に関する科目（2単位）、第2欄：特別支援教育領域に関する科目（16単位）、第3欄：免許状に定める特別支援教育領域以外の領域に関する科目（5単位）、第4欄：教育実習（3単位）となった。ちなみに、従来の2欄（心理・生理・病理）と3欄（教育課程と指導法）は、新しい2欄においてそれぞれ最低単位数を指定され含まれることとなった。また、特別支援教育領域に関する科目については、視覚障害者または聴覚障害者に関する教育の領域の免許状の場合は、新しい第2欄はそれぞれ8単位以上必要とされ、知的障害者、肢体不自由者または病弱者に関する教育の領域の場合は、第2欄はそれぞれ4単位以上必要とされる。加えて、免許状に定める教育領域以外の領域に関する科目には、「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者」（「重複LD等」）の内容も含まなくてはならないとされた。

1. 2. 2005年12月中央教育審議会答申からの相違からみた改定の特徴

ところで、この教育職員免許法と施行規則の改定の中身は、これまでの経過—すくなくとも2005度末の段階での特別支援学校免許状構想とは全く違ったものとなっていたことも指摘しておく必要がある。2005年

表1. 中央教育審議会答申における特別支援学校免許状の構成と単位数

<p>1. 特別支援教育の基礎理論に関する科目（2単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の基本的な考え方、特別支援学校の教育（自立活動を含む）、小・中学校等における特別支援教育 <p>2. 障害のある幼児児童又は生徒の心理生理及び病理に関する科目（4単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各障害児の心理、生理及び病理に関する事項 ○諸検査の基礎 <p>3. 障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法（各障害種別に関する自立活動を含む）に関する科目（9単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害児の指導（点字の指導を含む。） ○聴覚障害児の指導（聴覚や手話等を活用した言語指導を含む。） ○知的障害児の指導（教科別の指導、領域・教科を合わせた指導等を含む。） ○肢体不自由児の指導 ○病弱児の指導 ○言語障害児の指導（構音指導を含む。） ○情緒障害児の指導 ○重複障害児の指導 ○LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児、児童又は生徒の指導 <p>4. 障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（3単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前及び事後の指導（1単位） ○特別支援学校での実習（2単位）

5. 選択必修科目（8単位）

- 特定の障害種別（特別支援学校の対象となる5種類の障害種別から1障害種別を選択、又は選択した1障害種別に加えその他の障害種別（言語障害、障害情緒障害、LD・ADHD・高機能自閉症等を含む）についても選択）について、児童生徒等の心理、生理及び病理に関する科目並びに教育課程各論及び指導法に関する科目

12月、中央教育審議会は、「特別支援教育を推進するための制度のあり方について（答申）」を提出したが、この答申には、「特別支援学校教員免許状（仮称）」を創設する内容も含まれていた。その中では、特別支援学校教員一種免許状授与に必要な科目と最低修得単位数（案）は表1のように想定されていた。

2005年12月の段階では、これまでの欄構成を引き継ぎながら、それに「選択必修科目」の欄を付け加えるという形での免許構成となっていた。しかし、今回の教員免許法と施行規則の改定では、欄構成の再編を行うことになっている。それには、「特別支援教育領域」の規定を設け、5種類の障害を想定して、免許要件を設定したことが大きな要因となったと思われる。その結果、中央教育審議会の答申で示されたもの以上に、5つの障害種別ごとでの内容構成に重点がおかれ、「障害種別を超えた特別支援学校」と表現されながら、障害種別での縛りがかえって強くなっている。

今回の改定にあたって、文部科学省は、『総合性』と『専門性』のバランスに配慮』として、「総合性」を「特別支援学校が対象とし得る5つの障害についての基礎的な知識・理解（重複障害、LD、ADHD等を含む）」として10単位、「専門性」として、それぞれの障害種に関する教育を、8単位（視覚障害、聴覚障害）ないし4単位（知的障害、肢体不自由、病弱）として、それぞれの「免許状に定められた教育の領域について教授が可能」としている。しかし、総合性の中味は、基礎理論（2単位－4単位から削減）とそれぞれの障害種（重複障害、LD、ADHD等を含む）に関する教育の科目であり、「総合性」を担保するものではないともいえる。

2. 特別支援学校免許の新設による教員養成カリキュラム－本学学部レベルを中心に

2. 1. 課程認定の経過と審査基準

文部科学省教職員課は、2006年8月2日に各大学を対象として、特別支援学校の教員免許制度に関する説明会を開催し、特別支援学校免許状の単位修得モデルを示しつつ、その概要を説明した。その後、多くの実務上の詳細について各大学からの質問を集約し、その回答を各大学に電子媒体で送付した。あわせて、8月3日には、各都道府県教育委員会に対して説明会を開催し、質問への回答を作成している。

これらの説明会では、課程認定の審査基準（教育上の基本組織－特に科目、教員組織－特に必要な教員数）が示され、申請・認定のスケジュールが示された。なお、このスケジュールは、8月に説明会があった後、10月までに申請書案を作成し事前相談を行い、11月上旬を申請期間としていた。その後、課程認定委員会での審査を経て、中央教育審議会の答申を受け、認定通知を受け、各大学では2007年度からカリキュラムを年次進行で実施することとなる。

特別支援学校免許制度の科目及び単位の枠組みについては先に述べたので重複はさけるが、科目内容に関する認定審査基準として、「中心となる領域」「教授される内容が含まれる領域」を示さなければならないものとされた。「中心となる領域（中心として教授するもの）」とは、障害種5領域の内1つの教育の領域の内容を半分以上含む科目でなければならないとされ、「内容が含まれる」とは、「中心となる領域」を除き、当該科目において含まれる教育に関する領域すべてをいうものとされている。この審査基準の設定によって、各科目の内容まで明示することが求められ、課程認定においても科目のシラバスを要求されることとなった。そこでは、基礎理論を除いて、それぞれ「中心となる領域」「含む領域」としての障害種を内容として示さなければならないこととなった。教員養成系大学におけるカリキュラムの編成は、教員免許法に規程されるものであり、これまでも自主的な編成への制約がつきまとうものであったが、今回の特別支援学校教員免許においてはよりいっそう強化された。

今回の免許法の改定による教員養成カリキュラムの作成は大幅な変更を求めるものであるにもかかわらず、3ヶ月間でカリキュラムを作成し、必要な非常勤の教員の確保と書類の作成を行わざるを得ないスケジュールとなったことは、特別支援学校の教員養成カリキュラムの出発に当たって、十分吟味され、準備される条件がなかったという意味で不十分性を免れない。

2. 2. 体制問題

今回の特別支援学校免許の課程認定においてとりわけ大きな混乱をもたらすものとなったものが、審査基準のうち専任教員数に関する問題である。

説明会後の各大学からの質問に答えた文部科学省教職員課の回答集（2006年8月）において、「特殊教育特別専攻科を置いている場合、学部の課程において必

要専任教員数を満たしていれば、専攻科の課程においても満たしていることになるのか」との質問に対して、「審査基準 3. (6). III. Vより、学部の課程とは別に、特別支援教育特別専攻科において必要専任教員を満たさなくてはならない」として、従来は学部の専任教員によって代えることができるという解釈を大きく変えた見解を示した。この結果、特別専攻科の課程認定には学部とは別に 3 人の専任教員が必要であるということとなり、特別専攻科を設置する大学では、教員数を確保することができず、特別専攻科を廃止をせざるを得ない状況が生まれた。各大学の特別専攻科廃止の動きに対して、文部科学省は、その後、今回の課程認定に関してのみ学部準じて課程認定するという方針転換を行ったが、今回の課程認定だけの例外的措置として、その見解が今後課程認定を行う際には適用されるものとしている²⁾。

全国的には、特別専攻科において現職教員の派遣が少なくなっている現状があり、現職教員については、今後設置される教職大学院への派遣のシフトがなされると思われる。各大学の動きとしては、特別専攻科を廃止したり、軽量化する動きもある。しかし、同時に、特別支援学校における専門性の確保という観点から、免許状保有を留保する規定をもちながらも、各都道府県では、特別支援学校教員枠での教員採用が行われるようになっていくこと、通常学校における特別支援学級担当教員の専門性の担保として特別支援学校免許の位置づけがあることなど、今後、特別支援学校免許状の保有率の向上施策が強まるとされる。そのような中で、1 年で特別支援学校免許状の取得が可能な特別専攻科の役割は少なくない

ものと思われる。こうした地域での養成と大学における、学部と専攻科両者の課程認定に必要とされる専任教員の確保について特段の留意が必要となる。

2. 3. 本学における特別支援教育教員養成カリキュラム (学部を中心として)

本学は、これまで養護学校免許状の取得するカリキュラムを、学部および特別専攻科において編成し、実施してきた。従来の、養護学校免許状が想定する障害種が知的障害、肢体不自由、病弱であったことから、今回の特別支援学校免許状の種類の特別支援教育領域は、知的障害、肢体不自由、病弱とした。このことは、教員養成系大学・学部の調査が必要だが、多くが養護学校免許を取得できるカリキュラムを持っていたこともあり、全国的な動向とも一致するものといえるだろう。

本学学部においては、学生の組織としては、学校教育教員養成課程教育発達基礎コース内に「特別支援教育専修」を2005年より設置しており、そのカリキュラムの改定となる。あわせて、特別専攻科については、これまで「特殊教育特別専攻科 (情緒障害教育専攻)」として設置されていたが、「情緒障害」がかならずしも、5 障害種の中に含まれにくいこともあって、「特別支援教育特別専攻科 (発達障害・情緒障害教育専攻)」と名称変更を行うこととなった。なお、5 障害種と「発達障害」の概念の関連に関しては、課題として後に述べることにしたい。

本学学部レベルにおけるカリキュラムの内、開設授業科目を免許法施行規則の区分に即して示したのが、以下の表 2 である。

表 2. 免許法施行規則に定める科目区分と授業科目 (○は必修)

【第 1 欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目		
	○特別支援教育原論	
	障害児教育の歴史と展望	
	障害者福祉論	
	障害児教育学演習	
【第 2 欄】特別支援教育領域に関する科目		中心となる領域
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	○発達障害の心理学	知
	○知的障害の医学	知
	発達障害と心理検査	知
	○肢体不自由の医学と心理	肢
	○病弱児の医学と心理	病
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	○知的障害教育方法	知
	発達障害児生活指導論	知
	○肢体不自由教育方法	肢
	肢体不自由・重複障害教育実践論	肢
	○病弱児教育方法	病

心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	障害児心理学演習 障害児医学演習	知 肢
心身に障害のある幼児、児童又は生の教育課程及び指導法に関する科目	障害児教育方法学演習	知
【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援領域以外の領域に関する科目		
	発達障害と神経心理学	重複・LD等
	言語治療学	重複・LD等
	○視覚障害児の教育Ⅰ	視
	視覚障害児の教育Ⅱ	視
	○聴覚障害児の教育Ⅰ	聴
	聴覚障害児の教育Ⅱ	聴
	○発達障害の理解と対応	重複・LD等
	○重複障害教育の理論と実際	重複・LD等
	児童青年精神医学演習	重複・LD等
【第4欄】心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		
	○障害児教育実習	

3. 特別支援教育教員養成における問題点と課題

3. 1. カリキュラムと授業内容への制約—「特別支援教育領域」に関連して

今回の特別支援学校免許状の創設にあたって、中央教育審議会答申の段階以上に、実務的に障害種別に即してカリキュラムを編成することが要請されたといえる。しかし、従来の障害種別の学校を「特別支援学校」に転換し、その教育を担う教員の専門性を担保する新たな免許制度として、特別支援学校教員養成はよりジェネラルな障害と教育の理論を必要としている。今回の特別支援学校免許状においては、「基礎理論」のわずか2単位（必修）でそれを担うものとされている。特別支援学校の総合的な性格は、相互に関連なくバラバラに展開される障害種ごとの講義パッチワーク的につながり合わせれば獲得し得るようなものではないはずである。「障害」「障害児・者」「教育」のジェネラルな理論を、どのように、大学における特別支援教育教員養成の中に組み込んでいくかが課題である。

障害種別を実務的に設定することとなった背景としては、特別支援学校の対象とする障害種別を5つに限定し、制限列挙していることがある。具体的には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病虚弱である。これまで、盲学校では視覚障害、聾学校では聴覚障害を対象として、障害に即した専門的な教員養成を行ってきた。一方、養護学校では知的障害、肢体不自由、病虚弱の3障害を対象としており、それを包括して「障害」として内容的な展開を試み、さらに、「軽

度発達障害」といわれるLD、ADHD、高機能自閉症なども含み込ませて、講義を柔軟に構成してきた場合も多い。したがって、従来の養護学校教員養成では、障害種にこだわらず、教育・心理・医学のそれぞれからアプローチをおこなっており、教員としての必要な資質の形成に資するものとしてしてきていた。たとえば、障害児心理検査法などは、知的障害、肢体不自由、病虚弱の子どもそれぞれに特定の検査もあるが、しかし一般的な発達検査や知能検査などはその前提として必要とされるのである。今回の課程認定の場合、心理・生理・病理、教育課程と指導法に関する科目には、すべて「中心となる領域」「含む領域」を明示しなければならないこととなる。「特別支援教育領域」を絞ることは、その講義内容の自主的な編成をゆがめかねないといえる。

3. 2. 障害の概念との関連—「発達障害」を中心に

特別支援学校免許制度が、5つの障害種で構成されることとなったことの問題点を述べてきたが、振り返ってみると、これまでの教育施策は、障害をどのように考えるかを曖昧にしたまま推移してきた。今回の特別支援教育への転換においてもその傾向は否めない。しかし、特に問題となっているのが、「重複・LD等」とされた領域の扱いをどのように考えるかは重要な問題である。

「重複」に即していえば、特別支援学校に在籍することとなる障害の相対的に重い子どもたちは、「重複障害児」の割合が多くなっている。今回の特別支援学校の創設も、背景としては、障害の重度・重複化があったのことであった。しかし、「重複障害」とは、先

の5つの障害種を2つ以上持っているものというこれまでの行政解釈となると、いずれか主となる障害種を「中心となる領域」として設定しつつ、その中に「含む領域」として重複する障害を含み込ませればよいこととなる。これでは、欄を別にしたことと矛盾してくる。そもそも、そのような障害種を2つ以上重複しているものを「重複障害」として、そのそれぞれの障害ごとでのアプローチを重ねたところで、教育実践の編成やアプローチの方法が出てくるわけではない。しかし、今回の「重複・LD等」という欄の構成では、それ以上に混乱したものとなっている。「重複」と「LD等」をあわせて、一括りとするとところに問題がある。

同様に、5つの障害種以外の障害として、「言語障害」や「情緒障害」の扱いについても検討が必要である。これもまた、「重複障害・LD等」の範疇に入られている。「言語障害」、「情緒障害(自閉症を含む)」、「学習障害(LD)」、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」など、特別支援教育で広がった障害をも含む必要があるからである。しかし、この「LD等」の概念についても検討の必要がある。これは、LD・ADHD・高機能自閉症などのいわゆる「軽度発達障害」さすものである。「発達障害」の概念は、遡れば、知的障害(精神発達遅滞)を中心としつつ、てんかんや脳性マヒなども含み込んで使用され、その後、DSM-III-Rでは、精神遅滞、広汎性発達障害、特異的発達障害を総称する概念として使用された。「発達障害」は、知的障害を含み込んで発達の途上で生じ、知的障害と同様な支援を必要とし、中途障害とは質の異なり、そして量的にも多くの支援が必要であり、さらにその支援は一生継続される必要がある状態を指している³⁾。このような「発達障害」の包括性を重視し、本学では、特殊教育特別専攻科(情緒障害教育専攻)を特別支援教育特別専攻科(発達障害・情緒障害教育専攻)と改称し、特別支援学校教員免許として障害種を知的障害を中心とし、肢体不自由と病弱を含ませ、あわせて、自閉症なども含めた情緒障害や軽度発達障害への対応を行うものとして特徴を持たせたのである。

3. 3. カリキュラムの実施上の課題—実習問題

本学学部においては、従来、教育実習5単位を課し、障害児学級での実習と養護学校での実習によって障害児教育実習を構成してきた。今回の特別支援学校免許制度では、特別支援学校での実習であればどの領域の実習でも教育実習となることとなったが、その単位数は変わらなかった。本来なら、視覚障害、聴覚障害なども含めて教育実習が行われなければならないのであるが、単位数の増加もありそのようにはなっていない。本学でも、単位数の増加も考慮して、従来の実習5単位を3単位に減らし、その代わり、知的障害教育の教育課程・方法に位置づける「知的障害教育実習」を第

2欄に設定した。これは、従来の中・軽度の知的障害教育のひとつのモデルとしての特別支援学級での教育を実習として経験することの必要を重視したものである。同時に、今後、特別支援学校のセンター的機能の充実として公立学校への指導・助言が努力義務化されたことに対応するという解釈もできよう。

「障害種を超えた」学校を担う教員に必要なとされる資質を改めて再考する必要がある。また、免許が学校種別ごとに出されることに関連して今回免許が「特別支援学校免許」となったが、通常学校の特別支援教育が強調される中で「特別支援学校」に限定せず「特別支援教育免許制度」とする方向での検討も、大学における自主的な研究と結んで行われる必要があろう。

注および参考文献

- 1) 教育職員免許法の改定に先だって、特別支援学校教員免許状構想が出された中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の免許状構想の内容的検討は、玉村公二彦・越野和之・郷間英世・岩坂英巳・田辺正友・小嶋照子・大谷佳子「特別支援教育と障害児教育教員養成カリキュラム—特別支援学校教員免許状(仮称)構想の検討—」(『奈良教育大学教育実践総合センター研究紀要』第15号、2006年3月、pp.111-118)を参照されたい。
- 2) 「特別支援学校教員免許課程認定にかかる審査上の経過措置について(お知らせ)」(文部科学省初等中等教育局教職員課、9月13日付)には、「1. 措置の要点」として次のように記されている。「教員免許課程認定審査基準」の「3(6)III V」について、大学の専攻科において、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けようとする場合、当該専攻科において、3人以上の専任教員を置かなければならないところ、平成18年度の申請大学に限り、同基準「3(6)III ii」を適用せず、「3(6)III V」を例外的に適用する。よって、平成18年度に申請を行う大学については、学部、学科等に基礎を置く特別支援教育に関する特別専攻科において、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けようとする場合は、学部、学科等の専任教員をもって代えることができることとする。なお、同専攻科において、特別支援学校教諭専修免許状の課程認定を受けようとする場合は、従前のおり、学部、学科等の専任教員をもって代えることができることとする。ただし、平成19年度以降に申請を行う大学は、同基準「3(6)III V」を適用する。
- 3) 原仁「発達障害の概念」『リハビリテーション研究』第129号、2006年12月、pp.36-40